

生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針

制定 2014年6月20日

改定 2025年1月20日

製紙産業は、地球上の生物多様性の揺籃地であり、CO₂の吸収源として地球温暖化防止にも大きく貢献している「森林」から、再生可能でカーボンニュートラルな「木材」という生態系サービスの恩恵を受けて、「紙」という人間生活にとって不可欠な物資を供給する産業である。

製紙産業の企業活動が生物多様性に影響を及ぼす分野としては、原料の造成・調達、原紙の製造及びそれに伴う環境負荷の低減、エネルギーの利用、原紙の加工・販売などその企業活動全般に及ぶが、特に、積極的な保全により生物多様性への負の影響の低減に貢献できる分野は、(1)原料である木材資源を自ら造成するにあたって推進する持続可能な森林経営(Sustainable Forest Management)(2)原料である木材資源が環境・社会面の影響に配慮した持続可能な森林経営から供給されたものであることを確認する責任ある原料調達(Sustainable Procurement)、(3)企業が自主的に行う社会的な環境貢献活動(Social Contributions as CSR(Corporate Social Responsibility))である。

よって、製紙産業のこれらの企業活動において、生物多様性の保全に最大限の配慮を行うことは、製紙産業にとって当然の社会的義務であるとともに、その産業競争力の源泉でもある。

このため、生物多様性の保全が製紙産業にとって極めて重要であることを深く認識し、日本製紙連合会は「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」を2014年6月に策定するとともに、会員企業の取組について毎年度フォローアップ調査を実施し、その結果を公表することにより、本指針に基づく企業活動の推進に努めてきた。

こうした中、2022年12月に「昆明・モンテリオール生物多様性枠組(Global Biodiversity Framework(GBF))」が採択され、これを踏まえた国内政策として、「生物多様性国家戦略2023-2030」が2023年3月に決定された。

新たなGBFにおいては、2030年に自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、30by30目標等が示されるとともに、事業者、特に大企業等が確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示することが求められている。また、こうした取組は、自然関連財務情報開示タスクフォース(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures:(TNFD))における開示事項の対象となっている。

このように、今後の会員企業の生物多様性の保全においては、従来の取組に加え、企業活動と生物多様性等の関係の把握・管理や統合的な対応が求められていること等を踏まえ、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、以下の取組を推進する。

1. 企業組織・体制

- ・会員企業は、「生物多様性の企業行動指針」を策定するなど、企業の経営方針の中に生物多様性の保全の概念を取り入れ、その実現に取り組むことを明示するよう努める。
- ・会員企業は、その執行体制において、企業活動における生物多様性の保全を担当する組織又は責任者を明確にするよう努める。
- ・会員企業は、グローバルなサプライチェーンを含む自らの企業活動全体において、生物多様性・生態系を含む自然資本への依存・影響およびリスクと機会の把握・管理に努める。
- ・会員企業は、日本製紙連合会「環境行動計画」の自然共生社会の実現等の五つの環境方針に基づいて、その企業活動の中で CO2 排出量の削減、古紙利用率の向上によるリサイクルの推進、産業廃棄物の最終処分量の削減、化学物質のリスク管理などに積極的に取り組むことにより、生物多様性・生態系を含む自然資本の保全・再興との統合的な取組に努める。同時に企業活動が行われている地域社会及びその周辺の生態系への影響に配慮し、生物多様性の保全に資する活動に積極的に関わるよう努める。
- ・会員企業は、生物多様性の保全に関わる NGO（Nongovernmental Organization）、自然保護団体、消費者団体、学識経験者、マスコミ等ステークホルダーとの積極的な意見交換に努めるとともに、その意見が適切かつ本指針に即した対応が必要と判断される場合には、企業活動にその意見が反映されるよう努める。
- ・会員企業は、生物多様性の保全に関する取り組みをホームページ、CSR・環境報告書、TNFD 等で対外的に情報公開するとともに、従業員への啓発を行いつつ、ユーザー、一般消費者等に広くその取り組みが理解されるよう積極的な広報に努める。

2. 持続可能な森林経営 (Sustainable Forest Management)

- ・会員企業は、自らが所有又は管理する国内外の森林について、その管理経営計画において生態系レベル、種レベル及び遺伝子レベルにおける生物多様性の保全を明確に位置づけるよう努める。
- ・会員企業は、海外植林事業の推進にあたって、2006 年に策定された FAO (Food and Agriculture Organization) の「責任ある植林経営のための自主的指針」等に基づき、河畔林の保護や保護樹帯の確保、保護価値の高い森林生態系の保全、適切な樹種の選択等生物多様性の保全に配慮した森林施業の実施に努める。

- ・会員企業は、国内外における植林事業の実施及びそれに伴う自社有林の管理・経営にあたって、生物多様性の保全を始めとする持続可能な森林経営を推進する観点から、FSC（Forest Stewardship Council）、PEFC（Programme for the Endorsement of Forest Certifications）、SGEC（Sustainable Green Ecosystem Council）等の森林認証（Forest Management 認証）の積極的な取得に努める。
- ・会員企業は、自らが所有又は管理する国内外の森林の管理・経営方針を策定するにあたって、環境 NGO や地元住民など生物多様性の保全に関わるステークホルダーとの積極的な意見交換に努める。
- ・会員企業は、自らが所有又は管理する国内外の森林の管理経営計画の実施にあたって、生物多様性の保全について定期的にモニタリングするとともに、その結果をフィードバックして管理経営計画を改善するエコシステム・マネージメントの実施に努める。

3. 責任ある原料調達(Sustainable Procurement)

- ・会員企業は、その「原料調達方針」において、生物多様性の保全に配慮することを明示するよう努める。
- ・会員企業は、「違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針」に基づき、違法に伐採され、違法に輸入された木材・木材製品を一切取り扱わないことにより、違法伐採の根絶を通じて生物多様性の保全を図るよう努める。
- ・会員企業は、製紙原料の木材チップ、パルプなどの木材資源を調達するにあたって、その合法性や生物多様性の保全などの持続可能性を確認するよう努める。そのために、サプライヤーからトレーサビリティ・レポートを提出してもらうとともに、その信頼性・正確性を確保するため現地調査を行うなど、原料のトレーサビリティの確保に努める。
- ・会員企業は、生物多様性の保全等の持続可能性が確認された FSC、PEFC、SGEC 等の森林認証を取得した原料の調達を拡大するよう努める。
- ・会員企業は、トレーサビリティの確保の取り組みについて、その信頼性・透明性を確保するため、関連書類の 5 年以上の保管、内部監査や第三者監査の実施、その実施状況の情報公開等に努める。

4. 社会的な貢献活動(Social Contributions as CSR)

- ・会員企業は、国内の社有林等自社の自然資本を活用して、自然共生サイトへの登録、希少な野生生物の保護、環境教育の場の提供、生態系に関する学術研究など生物多様性の保全に資する社会的な貢献活動の実施に努める。

- ・会員企業は、自らの企業活動と、生物多様性・生態系を含む自然資本の保全・再興との関係が見出しにくい場合でも、放置された広葉樹二次林、林地残材や竹材、虫害材等の未利用資源の活用など里地・里山の保全に資する社会的な貢献活動の実施又は支援に努める。
- ・会員企業は、製紙工場の緑化、工場見学等による地域社会との交流、生物多様性の保全等についての環境講演会の開催など生物多様性の保全に関連する社会的な貢献活動の実施に努める。

5. 対外的な連携の強化

- ・会員企業は、日本製紙連合会が会員である日本経済団体連合会自然保護協議会が提唱する「経団連生物多様性宣言・行動指針」に賛同し、「経団連生物多様性イニシアチブ」に参画するなど民間の生物多様性保全の取り組みに積極的に協力するよう努める。
- ・会員企業は、世界の製紙団体の連合体である ICFPA (International Council of Forest and Paper Associations)、国連や FAO 等の国際機関、国際環境 NGO などの生物多様性保全のための国際的な活動に積極的に協力するよう努める。
- ・会員企業は、環境省、林野庁、経済産業省等の行政機関が行う生物多様性保全に資する行政施策に積極的に協力するよう努める。